

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法の  
流通段階における違反に係る指導の件数等

令和 8 年 6 月  
農 林 水 産 省

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法の、流通段階における違反に係る令和 7 年度（令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月）の指導の件数等は、以下のとおりです。

<指導の件数>

(単位：件)

	上半期 (4月～9月)	下半期 (10月～3月)	計	(参考)	
				勧告	命令
令和 6 年度	3 5 (6)	5 6 (6)	9 1 (12)	4	0
令和 7 年度	2 4 (4)	2 2 (2)	4 6 (6)	8	0

注：（ ）内が口頭による指導件数であり、内数である。

<指導の違反区分別の状況>

	個体識別番号 等の不表示	個体識別番号 等の誤表示	帳簿の不備	その他	計
令和 6 年度上半期	7	2 0	9	0	3 6
令和 6 年度下半期	1 4	3 8	1 3	0	6 5
令和 7 年度上半期	9	1 5	1 2	0	3 6
令和 7 年度下半期	4	1 4	8	0	2 6

注：1 件の指導の中で複数区分で違反となった事例があり、違反区分数の合計は指導件数と必ずしも一致しない。

<指導の対象となった事業者の業種>

	小売店	中間流通業者	特定料理 提供者	その他	事業者計
令和 6 年度上半期	1 1	2 1	2	1	3 5
令和 6 年度下半期	2 8	2 1	6	1	5 6
令和 7 年度上半期	1 7	5	2	0	2 4
令和 7 年度下半期	1 3	6	3	0	2 2

(資料) 令和 7 年度における指導の状況

## 令和7年度における指導の状況 (令和7年4月)

事業者所在地	主な業種※	品目※	主な違反内容
茨城	卸	特定牛肉	個体識別番号の誤表示
宮崎	小売	特定牛肉	個体識別番号の誤表示
			帳簿に個体識別番号を未記録
大阪	小売	特定牛肉	個体識別番号の不表示
			帳簿に個体識別番号を未記録
東京	特定料理 提供業者	特定牛肉	個体識別番号の不表示
			帳簿に個体識別番号を未記録
		特定料理	個体識別番号の不表示
埼玉	卸	特定牛肉	個体識別番号の不表示
			帳簿に個体識別番号を未記録
愛知	小売	特定牛肉	個体識別番号の誤表示
岐阜	小売	特定牛肉	個体識別番号の誤表示

・1件の指導で複数の主な違反内容が対象となった事例は、破線で区分けして示している。

### ※用語の説明

- ・特定牛肉とは、牛個体識別台帳に記録された牛から得られた牛肉であって、枝肉・部分肉・精肉が該当します。  
(牛肉加工品、ひき肉、牛肉の整形に伴い副次的に得られた、くず肉は除く)
- ・特定料理とは、「焼き肉」「しゃぶしゃぶ」「すき焼き」「ステーキ」です。
- ・特定料理提供業者とは、主として特定料理を提供する事業者です。

# 令和7年度における指導の状況

(令和7年5月)

事業者 所在地	主な業種※	品目※	主な違反内容
愛媛	特定料理 提供業者	特定料理	個体識別番号の誤表示
京都	小売	特定牛肉	帳簿に年月日、相手方、個体識別番号及び重量の未記録、個体識別 番号の誤記録
東京	小売	特定牛肉	個体識別番号の不表示
			個体識別番号の誤表示

- 1件の指導で複数の主な違反内容が対象となった事例は、破線で分けして示している。

## ※ 用語の説明

- 特定牛肉とは、牛個体識別台帳に記録された牛から得られた牛肉であって、枝肉・部分肉・精肉が該当します。  
(牛肉加工品、ひき肉、牛肉の整形に伴い副次的に得られた、くず肉は除く)
- 特定料理とは、「焼き肉」「しゃぶしゃぶ」「すき焼き」「ステーキ」です。
- 特定料理提供業者とは、主として特定料理を提供する事業者です。

# 令和7年度における指導の状況

(令和7年6月)

事業者 所在地	主な業種※	品目※	主な違反内容
秋田	小売	特定牛肉	個体識別番号の誤表示
兵庫	小売	特定牛肉	個体識別番号の誤表示
			帳簿に個体識別番号を未記録

- 1件の指導で複数の主な違反内容が対象となった事例は、破線で区分けして示している。

## ※ 用語の説明

- 特定牛肉とは、牛個体識別台帳に記録された牛から得られた牛肉であって、枝肉・部分肉・精肉が該当します。  
(牛肉加工品、ひき肉、牛肉の整形に伴い副次的に得られた、くず肉は除く)
- 特定料理とは、「焼き肉」「しゃぶしゃぶ」「すき焼き」「ステーキ」です。
- 特定料理提供業者とは、主として特定料理を提供する事業者です。

# 令和7年度における指導の状況

(令和7年7月)

事業者所在地	主な業種※	品目※	主な違反内容
京都	小売	特定牛肉	個体識別番号の誤表示
			帳簿に年月日、相手方、個体識別番号及び重量の未記録、個体識別番号の誤記録
京都	卸	特定牛肉	個体識別番号の誤表示
			帳簿に年月日、相手方、個体識別番号及び重量の未記録、個体識別番号の誤記録
兵庫	卸	特定牛肉	個体識別番号の不表示
			帳簿に個体識別番号を未記録
大阪	小売	特定牛肉	個体識別番号の誤表示
北海道	小売	特定牛肉	個体識別番号の誤表示

- 1件の指導で複数の主な違反内容が対象となった事例は、破線で区分けして示している。

## ※ 用語の説明

- 特定牛肉とは、牛個体識別台帳に記録された牛から得られた牛肉であって、枝肉・部分肉・精肉が該当します。  
(牛肉加工品、ひき肉、牛肉の整形に伴い副次的に得られた、くず肉は除く)
- 特定料理とは、「焼き肉」「しゃぶしゃぶ」「すき焼き」「ステーキ」です。
- 特定料理提供者とは、主として特定料理を提供する事業者です。

# 令和7年度における指導の状況

(令和7年8月)

事業者 所在地	主な業種※	品目※	主な違反内容
長崎	小売	特定牛肉	個体識別番号の不表示
			帳簿に個体識別番号を未記録
奈良	小売	特定牛肉	帳簿に個体識別番号を未記録
大阪	小売	特定牛肉	個体識別番号の誤表示
宮城	小売	特定牛肉	個体識別番号の不表示

- 1件の指導で複数の主な違反内容が対象となった事例は、破線で区分けして示している。

## ※ 用語の説明

- 特定牛肉とは、牛個体識別台帳に記録された牛から得られた牛肉であって、枝肉・部分肉・精肉が該当します。  
(牛肉加工品、ひき肉、牛肉の整形に伴い副次的に得られた、くず肉は除く)
- 特定料理とは、「焼き肉」「しゃぶしゃぶ」「すき焼き」「ステーキ」です。
- 特定料理提供業者とは、主として特定料理を提供する事業者です。

## 令和7年度における指導の状況

(令和7年9月)

事業者 所在地	主な業種※	品目※	主な違反内容
兵庫	小売	特定牛肉	個体識別番号の不表示
			帳簿に個体識別番号を未記録
愛知	小売	特定牛肉	個体識別番号の誤表示
宮城	卸	特定牛肉	個体識別番号の誤表示

・1件の指導で複数の主な違反内容が対象となった事例は、破線で分けして示している。

### ※ 用語の説明

- ・特定牛肉とは、牛個体識別台帳に記録された牛から得られた牛肉であって、枝肉・部分肉・精肉が該当します。（牛肉加工品、ひき肉、牛肉の整形に伴い副次的に得られた、くず肉は除く）
- ・特定料理とは、「焼き肉」「しゃぶしゃぶ」「すき焼き」「ステーキ」です。
- ・特定料理提供業者とは、主として特定料理を提供する事業者です。

## 令和7年度における指導の状況

(令和7年10月)

事業者 所在地	主な業種※	品目※	主な違反内容
鹿児島	小売	特定牛肉	個体識別番号の誤表示
岩手	小売	特定牛肉	個体識別番号の誤表示

- 1件の指導で複数の主な違反内容が対象となった事例は、破線で区分けして示している。

### ※ 用語の説明

- 特定牛肉とは、牛個体識別台帳に記録された牛から得られた牛肉であって、枝肉・部分肉・精肉が該当します。  
(牛肉加工品、ひき肉、牛肉の整形に伴い副次的に得られた、くず肉は除く)
- 特定料理とは、「焼き肉」「しゃぶしゃぶ」「すき焼き」「ステーキ」です。
- 特定料理提供業者とは、主として特定料理を提供する事業者です。

## 令和7年度における指導の状況

(令和7年11月)

事業者 所在地	主な業種※	品目※	主な違反内容
福岡	小売	特定牛肉	個体識別番号の誤表示
山口	卸	特定牛肉	個体識別番号の不表示
大阪	卸	特定牛肉	帳簿に個体識別番号を未記録
福岡	卸	特定牛肉	帳簿に個体識別番号を未記録

- 1件の指導で複数の主な違反内容が対象となった事例は、破線で分けして示している。

### ※ 用語の説明

- 特定牛肉とは、牛個体識別台帳に記録された牛から得られた牛肉であって、枝肉・部分肉・精肉が該当します。  
(牛肉加工品、ひき肉、牛肉の整形に伴い副次的に得られた、くず肉は除く)
- 特定料理とは、「焼き肉」「しゃぶしゃぶ」「すき焼き」「ステーキ」です。
- 特定料理提供業者とは、主として特定料理を提供する事業者です。

# 令和7年度における指導の状況

(令和7年12月)

事業者 所在地	主な業種※	品目※	主な違反内容
大阪	特定料理 提供者	特定料理	個体識別番号の不表示
栃木	小売	特定牛肉	個体識別番号の誤表示
秋田	小売	特定牛肉	個体識別番号の誤表示
大阪	特定料理 提供者	特定料理	個体識別番号の誤表示
		特定牛肉	帳簿に個体識別番号を未記録
兵庫	特定料理 提供者	特定料理	個体識別番号の誤表示

- 1件の指導で複数の主な違反内容が対象となった事例は、破線で区分けして示している。

## ※ 用語の説明

- 特定牛肉とは、牛個体識別台帳に記録された牛から得られた牛肉であって、枝肉・部分肉・精肉が該当します。  
(牛肉加工品、ひき肉、牛肉の整形に伴い副次的に得られた、くず肉は除く)
- 特定料理とは、「焼き肉」「しゃぶしゃぶ」「すき焼き」「ステーキ」です。
- 特定料理提供者とは、主として特定料理を提供する事業者です。

## 令和7年度における指導の状況

(令和8年1月)

事業者 所在地	主な業種※	品目※	主な違反内容
福岡	小売	特定牛肉	個体識別番号の誤表示
北海道	小売	特定牛肉	帳簿に個体識別番号、年月日、重量を未記録

- 1件の指導で複数の主な違反内容が対象となった事例は、破線で区分けして示している。

### ※ 用語の説明

- 特定牛肉とは、牛個体識別台帳に記録された牛から得られた牛肉であって、枝肉・部分肉・精肉が該当します。  
(牛肉加工品、ひき肉、牛肉の整形に伴い副次的に得られた、くず肉は除く)
- 特定料理とは、「焼き肉」「しゃぶしゃぶ」「すき焼き」「ステーキ」です。
- 特定料理提供業者とは、主として特定料理を提供する事業者です。

## 令和7年度における指導の状況

(令和8年2月)

事業者 所在地	主な業種※	品目※	主な違反内容
福岡	小売	特定牛肉	個体識別番号の誤表示

- 1件の指導で複数の主な違反内容が対象となった事例は、破線で区別して示している。

※ 用語の説明

- 特定牛肉とは、牛個体識別台帳に記録された牛から得られた牛肉であって、枝肉・部分肉・精肉が該当します。  
(牛肉加工品、ひき肉、牛肉の整形に伴い副次的に得られた、くず肉は除く)
- 特定料理とは、「焼き肉」「しゃぶしゃぶ」「すき焼き」「ステーキ」です。
- 特定料理提供者とは、主として特定料理を提供する事業者です。

# 令和7年度における指導の状況

(令和8年3月)

事業者 所在地	主な業種※	品目※	主な違反内容
鹿児島	卸	特定牛肉	帳簿に個体識別番号を未記録
愛媛	小売	特定牛肉	個体識別番号の不表示
和歌山	小売	特定牛肉	個体識別番号の誤表示
広島	卸	特定牛肉	荷口番号表示の要件不備
岡山	小売	特定牛肉	個体識別番号の誤表示
大阪	卸	特定牛肉	個体識別番号の誤表示
			帳簿に個体識別番号を誤記録
兵庫	小売	特定牛肉	個体識別番号の不表示
			帳簿の未保存
大阪	小売	特定牛肉	個体識別番号の誤表示
			帳簿に個体識別番号を未記録

・ 1 件の指導で複数の主な違反内容が対象となった事例は、破線で区分けして示している。

## ※ 用語の説明

- ・ 特定牛肉とは、牛個体識別台帳に記録された牛から得られた牛肉であって、枝肉・部分肉・精肉が該当します。  
(牛肉加工品、ひき肉、牛肉の整形に伴い副次的に得られた、くず肉は除く)
- ・ 特定料理とは、「焼き肉」「しゃぶしゃぶ」「すき焼き」「ステーキ」です。
- ・ 特定料理提供業者とは、主として特定料理を提供する事業者です。